

フラット 会則

(名称)

第1条 この会は、フラットと称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、代表者の住所地に置く。

(目的)

第3条 この会は、様々な背景を持った人同士が出会い、その出会いの楽しさや価値を見つけ、さらにその価値を世界に広げること、及び障害者をはじめ様々な人が地域に参加するための仕組みづくりを模索することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 月一回、様々な人たちと意見を交わし考えを深め合う会議型のワークショップの開催
- (2) 月一回、障害の有無、年齢、性別問わず、身体表現を通じて共生の心を育むダンスワークショップの開催
- (3) 月一回、気軽な交流の場の開催
- (4) その他、必要な事業

(会員)

第5条 この会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表者に提出し、代表者の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会費については、別途定める。

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表者に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 1年以上会の活動に参加せず、連絡も取れないとき。

(役員)

第9条 この会に代表者を置く。

2 代表者は、会員の互選により選出する。

3 代表者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会の開催)

第10条 この会は、原則として月2回以上開催する。

(総会)

第11条 この会の総会は、正会員をもって構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

(委任)

第12条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表者が別に定める。

(変更)

第13条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附 則

この会則は、2024年8月1日から施行される。